

「中小企業支援の法人税改正について」

今回は、平成21年度税制改正のうち、中小企業の皆様にお役に立ちそうな部分をピックアップして、紹介させていただきます。

税務部／関根 千明

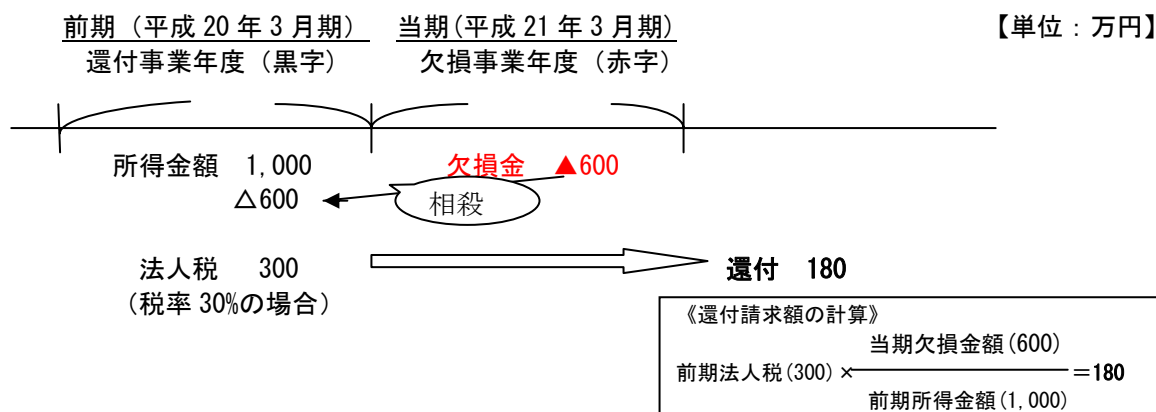
1. 中小法人等に対する軽減税率の引き下げ

平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度の所得金額のうち、年800万円以下の法人税率が22%→18%に引き下げられます。800万円を超える所得がある中小企業にとっては、納税額が年間で32万円（4%相当額）少なくなる計算になります。

2. 欠損金の繰戻し還付の復活

「欠損金（税務上の赤字）の繰戻し還付」とは、前期が黒字で法人税を納めている場合において、当期が赤字になった場合、前期の法人税の全部または一部から還付を受けることができる制度であり、中小法人等（資本金1億円以下の青色申告法人）を対象として、平成21年2月1日以後に終了する各事業年度から適用になります。よって、前期が黒字である本年4月申告法人から対象になります。（青色申告法人の設立5年以内に開始する事業年度等の欠損金については従来どおり適用があります。また、この制度は法人税だけの規定につき、地方税（事業税）には適用がありません。）

現状では、当期に発生した欠損金は、翌期以降の所得金額からしか控除できませんが、改正により翌期以降に繰り越すのではなく、前期の所得から控除してもらい、前期の所得に対して支払った（支払いすぎた）法人税を還してもらえというわけです。（欠損金の繰戻し還付ができる事業年度は、欠損事業年度の前事業年度に限られます。）



なお、還付を受けるための要件としては、前期及び当期（欠損事業年度）において青色申告書を提出期限までに提出していること、確定申告書の提出とあわせて還付請求書を提出すること 等が挙げられます。

3. 交際費の課税軽減対象額の引き下げ（追加経済対策案）

（自民党の政策案であり、現段階では法案が国会で可決されていません。改正予定としてご紹介させていただきますので、ご留意下さい。）

平成21年4月1日以後に終了する各事業年度から中小企業の交際費等の損金算入限度額が360万→540万円に引き上げられます。

資本金1億円超の大法人については、交際費全額が損金として認められませんが、中小企業については、限度額（400万円。支出交際費が400万円以下の場合には、支出交際費）の90%まで損金とすることができます。つまり、どのような場合でも、10%については課税されることとなります。

今回の改正案により、この限度枠を400万円→600万円へ拡充し、中小企業の営業活動を活性化しようとするものです。

以上、カンタンにお話させていただきました。

その他詳細、不明点等ございましたら、弊社担当者までお問い合わせ下さい。